

臨時休業について

京都府立福知山高等学校三和分校

令和 8 年 6 月 1 日 改定

次の場合、臨時休業とし、生徒は自宅待機とします。

1 午前6時から始業時(8時45分)までの時間帯において、福知山市もしくは綾部市に、次の①～⑥のうち1つ以上の警報が発表されている場合

*** 上記警報が解除された後も、下記2に該当する場合、引き続き休業とします。**

- ①レベル5特別警報、特別警報
- ②レベル4大雨危険警報 レベル3大雨警報
- ③レベル4氾濫危険警報 レベル3氾濫警報
- ④レベル4土砂災害危険警報 レベル3土砂災害警報
- ⑤暴風警報
- ⑥暴風雪警報

*** 大雪警報、レベル4高潮危険警報、レベル3高潮警報 波浪警報は除く**

2 始業時(8時45分)までの時間帯において、下ノ段(福知山高校三和分校前)を発着する下記のバス路線の両方が運行を中止している場合

・京都交通バス(三和線)・福知山市バス(川合大原線)

※通学に利用する他の公共交通機関(鉄道・バス等)が、運行を中止している場合は、該当生徒は自宅待機とします。

3 上記1・2によらず、緊急に臨時休業とすることがある。この場合別途指示する。(広範囲にわたり公共交通機関が運休する場合など)

4 授業日であっても、次の(1)～(3)により欠席する場合、『出席停止(非常災害による)』として扱い、欠席としない。登下校では、安全第一で行動すること。

- (1) 居住地(福知山市・綾部市以外に居住する生徒)に上記 1 の①～⑥の警報が発表された場合
- (2) 居住地または通学路の地域に避難指示が発令された場合
- (3) 通学路が河川の増水や道路冠水・土砂災害等により安全に登校できない場合

5 留意事項

- (1) 警報の発表・解除の時刻は京都地方気象台発表のものとする。
- (2) 警報の発令により臨時休校となった場合でも、学校から各家庭に臨時休業の連絡はしません。